

いじめ防止対策基本方針

深川市立納内小学校

令和6年4月改定版

平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」の第13条と第22条により、各学校に「学校いじめ防止基本方針」の策定及び「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置が義務づけられことに則し、いじめの防止を目的とする基本方針等を以下のように策定する。

1 いじめに対する基本姿勢

(ア) いじめの定義等

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

○誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえて対応することや、事案に応じて「いじめ」という言葉を使わず柔軟に対応すること。

○「けんか」や「ふざけあい」であっても背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断すること。

○性的マイノリティ、発達障害を含む児童など、特に配慮が必要な児童に対して適切に支援を行うこと。

○いじめの「解消」の判断基準について、いじめに係わる行為が止んでいること。期間は少なくとも三ヶ月を目安とする。

○被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

(イ) 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他、関係機関と連携を図り、いじめの防止及び早期発見に取り組み、いじめが発生した場合等は、適切・組織的かつ迅速に対処すること。

○加害児童に加害行為を認識させること。

2 いじめ防止対策のための組織

本校の生徒指導委員会（校長、教頭、生徒指導係、当該児童担任、養護教諭、低・高学年ブロックから1名、その他必要に応じて招集）が、いじめの防止に関する措置を実効的に行う。

3 具体的対応

(ア) 未然防止

- ・子どもたちがお互いを認め合う絆づくり
- ・心の居場所作りや声かけの実施
- ・道徳の学習による人権やいじめ問題への意識付け
- ・情報モラル教育の実施
- ・教育相談週間の実施
- ・児童会によるいじめを防止する運動
- ・JRC活動への参加
- ・いじめの兆候を見逃さない日常的な教師の指導
- ・いじめを防ぐための職員の資質向上、研修の実施
- ・保護者との連携を図った、信頼関係づくり

(イ) 早期発見

- ・朝打での定期的な情報交流や生徒指導交流会でのいじめ問題の情報共有
- ・いじめアンケート調査による実態把握
- ・いじめの兆候が見られる児童への聞き取り、実態把握

- ・保護者との連携を密にした、いじめについての情報収集
- ・教師間での日常的な情報交流や連携
- ・相談体制の確立
- ・ネットパトロールの実施

(ウ) 対応の方法

- ・いじめ発生からの対応の経路
 - ①発見者は、直ちに生徒指導担当、管理職へ報告する。
 - ②担任等は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
 - ③担任等は、いじめの状況を迅速に確認する。なお、対応は複数の教職員で行う。
 - ④生徒指導委員会を開き、いじめの状況の確認、いじめ認知の判断、いじめがあった場合は対応の方針を協議する。
 - ⑤全教職員に、いじめの状況と対応の方針を周知する。
 - ⑥いじめに関わる児童及びその保護者に、いじめの状況や対応の方針を伝える。
 - ⑦全教職員に、対応の経過といじめ再発防止に向けた対策を周知する。
- ・児童への対応
 - ①いじめをした児童に対し、いじめは許されないものであることを理解させ、毅然とした態度でいじめを阻止する。
 - ②いじめの原因を解明し、根本的な解決を図るとともに、再発防止のための継続的な指導を行う。
 - ③必要に応じて、学級・学年・全校集会を開きいじめ根絶に向けて全体指導を行う。
 - ④いじめが収束したと思われる場合も、再発防止のため経過観察を継続して行う。
- ・保護者への対応
 - ①関係する保護者と情報の共有を行い、学校の対応を伝える。また、必要に応じて保護者への支援を行う。
 - ②いじめに関係する児童の保護者間において直接争いが生じないように、いじめに関する解決は全て学校を仲介して行うことを保護者双方と確認する。
 - ③いじめに関係する児童の保護者と連携を密にし、今回のいじめに関わり被害や行為の増長や繰り返しが絶対に発生しないようにする。

(エ) 重大事態への対応（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」平成29年3月参照）

- ・重大事態の定義
 - ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
 - ・児童生徒が自殺を図った、図ろうとした場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
 - ②いじめにより相当の期間（※）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

※年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合には、目安にかかわらず迅速に対応する。
- ・重大事態が発生した際の具体的対処
 - ①速やかに教育委員会へ報告するとともに、教育委員会等の指導・助言の下、生徒指導委員会において対応を協議し実行する。
 - ・事実関係の調査（質問票や調査票など）
 - ・いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係把握
 - ・学校・教職員の対応の仕方 など
 - ②いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合、所轄警察署へ相談又は通報する。
 - ③いじめを受けた児童とその保護者に、重大事態に関わる事実や情報を知らせる。

4 学校評価における留意事項

学校評価において、いじめ問題への取り組み等について自己評価を行うとともに、その結果を保護者・教育委員会等に報告する。

がっこう
学校みんなが
あんしん す
安心して過ごせるようにするために



こんなことはありませんか？

いじめはぜったい
ゆるされません！

ふざけた だけだよ



むし 無視した だけだよ



おも 思ったことを書いただけだよ



あいて 相手がいやだと かん 感じたら... それはいじめです！

おさむないしょうがっこう
納内小学校ではいじめをなくすためにこんな取組をしています

じどうかい
児童会による
あいさつ運動

せんせい
どの先生でも
すぐに相談できます

みんなの思いを大切にする
「言葉の泉」

いじめられそうになったら

- その場からはなれよう。
- 相手の目を見ながら「いやだ」と伝えよう。
- そばにいる友だちや先生に助けてもらおう。

だれかがいじめられているのを見たら

- 先生や家族にすぐに相談しよう。
- いじめられている人を支えてあげよう。
- 勇気を出して注意しよう。

もしも いじめられたら

- すぐに家族や先生などに知らせよう。
- いじめられたことを言いづらい時は相談電話にかけてみよう。

あなたがだれかにいやなことをしたら

- すぐにやめて心からあやまろう。
- 相手がいやがっていたら(自分がされていやなこと)いじめになると気づこう。



ひとりで悩まず、家族や先生などいろいろな人に相談しよう！

24時間子どもSOSダイヤル
0120-0-78310

北海道子ども相談支援センター
0120-3882-56